

改正

令和 2 年11月 5 日告示第174号

綾部市水源の里定住支援給付金等交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、綾部市水源の里条例（平成18年綾部市条例第58号）第 3 条の規定により指定を受けた水源の里集落（以下「集落」という。）への定住を支援するため、予算の範囲内において綾部市水源の里定住支援給付金又は住宅整備補助金（以下「給付金等」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 給付金等の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 定住する意思を持って、集落の区域内に、転入しようとし、若しくは転入した者又は転居しようとし、若しくは転居した者
- (2) 当該転入日又は転居日前に、継続して 3 年以上集落の区域外に住所を有し、又は有していた者
- (3) 当該転入日又は転居日において、65歳未満の世帯主又は65歳未満の者が属する世帯の世帯主

2 前項の規定にかかわらず、定住支援給付金にあつては、当該世帯に新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年 4 月 6 日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記 1 青年就農給付金事業による給付金又は綾部市農業後継者就農支援奨励金支給要綱（平成19年綾部市告示第22号）による奨励金の交付を受ける者がある場合は、交付の対象としない。

(給付金等の額)

第 3 条 給付金等の額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 定住支援給付金 1 月につき 5 万円（30万円を限度とする。）
- (2) 住宅整備補助金 次に掲げる要件の全てを満たす住宅の建設、改修又は購入に要する経費（土地の取得費を除く。）に 3 分の 2 を乗じて得た額（90万円を限度とする。）
 - ア 自ら居住する目的で住宅を建設し、改修し、又は購入すること。
 - イ 住宅の建設又は改修にあつては、入居後 1 年以内又は入居前に行われる工事で、市内に事業所等がある事業者が施工するものであること。

ウ 国、京都府又は本市の他の補助金等の交付の対象となるものでないこと。

2 前項第2号に規定する住宅整備補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(定住支援給付金の交付申請)

第4条 定住支援給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市水源の里定住支援給付金等交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(定住支援給付金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市水源の里定住支援給付金等交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(住宅整備補助金の交付申請等)

第6条 前2条の規定は、住宅整備補助金の交付申請及び交付決定等について準用する。

(住宅整備補助金の交付申請の変更等)

第7条 住宅整備補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定を受けた後において、前条において準用する第4条の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに綾部市水源の里住宅整備補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(住宅整備補助金の実績報告)

第8条 住宅整備補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、綾部市水源の里住宅整備補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、給付金等の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正の手段により給付金等の交付決定を受け、又は給付金等の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した給付金等の全部又は一部を返還させるものとする。

(財産処分の制限)

第10条 住宅整備補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けて建設し、改修し、又は購入した住宅について、その耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに譲渡し、交換し、貸し付け、又は解体してはならない。

(給付金等の交付を受けた者の義務)

第11条 給付金等の交付を受けた者は、集落の振興に努めなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成39年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年11月5日告示第174号）

この告示は、令和2年11月5日から施行する。

様式第1号（第4条、第6条関係）
様式第1号（第4条、第6条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

綾部市水源の里定住支援給付金等交付申請書

綾部市水源の里（定住支援給付金・住宅整備補助金）の交付を受けたいので、綾部市水源の里定住支援給付金等交付要綱第4条（第6条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 定住支援給付金

転入又は転居年月日	年 月 日
添 付 資 料	(1) 住民票の写し (2) 継続して3年以上集落の区域外に住所を有していたことが分かる書類 (3) 宣誓書

2 住宅整備補助金

定 住 地 の 所 在 地	
区 分	建設・改修・購入
建設等に要する経費	円
交 付 申 請 額	円
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 売買契約書又は賃貸契約書の写し (2) 見積書の写し (3) 継続して3年以上集落の区域外に住所を有していることが分かる書類 (4) 宣誓書

様式第2号（第5条、第6条関係）
様式第2号（第5条、第6条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市水源の里定住支援給付金等交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市水源の里（定住支援給付金・住宅整備補助金）の交付について、下記のとおり決定しましたので、綾部市水源の里定住支援給付金等交付要綱第5条（第6条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

定住支援給付金	交 付	交付決定額 円
	不 交 付	理由
住宅整備補助金	交 付	交付決定額 円
	不 交 付	理由

※ 住宅整備補助金にあっては、申請の内容に変更等があるときは直ちに綾部市水源の里住宅整備補助金変更等承認申請書（様式第3号）を、事業が完了したときは速やかに綾部市水源の里住宅整備補助金実績報告書（様式第4号）を提出してください。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第3号（第7条関係）
様式第3号（第7条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

綾部市水源の里住宅整備補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市水源の里住宅整備補助金の交付申請の内容について、下記のとおり変更・中止したいので、綾部市水源の里定住支援給付金等交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更

定 住 地 の 所 在 地	
区 分	建設 ・ 改修 ・ 購入
建設等に要する経費	円
交 付 申 請 額	円
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	綾部市水源の里定住支援給付金等交付申請書（様式第1号）に添付した書類のうち当該変更の分かるもの

※ 該当する項目のみ、変更後の内容を記入してください。

変 更 の 理 由	
-----------	--

2 中止

中 止 の 理 由	
-----------	--

様式第4号（第8条関係）
様式第4号（第8条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

綾部市水源の里住宅整備補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市水源の里住宅整備補助金について、下記のとおり実施したので、綾部市水源の里定住支援給付金等交付要綱第8条の規定により報告します。

記

定 住 地 の 所 在 地	
区 分	建設 ・ 改修 ・ 購入
建設等に要した経費	円
交 付 決 定 額	円
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 領収書の写し (2) 住民票の写し（綾部市水源の里定住支援給付金等交付申請書（様式第1号）に添付された方については、添付の必要はありません。） (3) その他市長が必要と認める書類